

令和5年

第8回選挙管理委員会定例会

日 時	令和5年8月3日(木) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	議案第25号 選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第26号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
	議案第27号 投票立会人の選任について
	議案第28号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の 選任について
	議案第29号 共通投票所の投票立会人の選任について
	議案第30号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者 の選任について
	議案第31号 期日前投票所の投票立会人の選任について
	議案第32号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
	議案第33号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について

議案第25号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和5年8月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 5 年 7 月 1 日現在）の名簿登録者数 (A)		45,635	48,780	94,415
抹 消 者	死亡（7月31日まで）	70	63	133
	転出後 8月1日までに4箇月を経過した者 （令和 5 年 3 月 31 日までに転出した者）	351	390	741
	計 (B)	421	453	874
今回（令和 5 年 8 月 1 日現在）の名簿登録者数 (A - B)		45,214	48,327	93,541

議案第26号

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第27号

投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第28号

共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第29号

共通投票所の投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における共通投票所の投票立会人を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第30号

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第31号

期日前投票所の投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される第38条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第32号

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
一関市狐禅寺	千葉 敏紀	一関市関が丘	今野 薫

議案第33号

在外選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

令和5年8月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

抹消事由：国内の市町村において新たに住民票が作成されて4ヶ月が経過

氏名	生年月日	性別	国外転出前 最終住所	経由領事官の名称	国内で住民票が 作成された日
[Redacted]					

在外選挙人名簿登録者数（令和5年8月3日現在）

区 分	男	女	計
令和5年5月11日現在登録者数	29	28	57
今回登録者数	0	0	0
今回抹消者数	0	1	1
令和5年8月3日現在登録者数	29	27	56

令和5年8月3日現在の在外選挙人名簿登録者数の国別内訳

国 名	人 員
イタリア共和国、スペイン王国、大韓民国、デンマーク王国、パラグアイ共和国、ニュージーランド、タイ王国、マレーシア	8ヶ国×1人=8人
オーストラリア連邦、英国、アルゼンチン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、フィリピン共和国	8ヶ国×2人=16人
中華人民共和国	6人
カナダ	5人
アメリカ合衆国	8人
ブラジル連邦共和国	16人
合 計	56人